

2018年7月17日

日 EU EPA 署名及び日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る 枠組み構築に係る最終合意を受けて

一般社団法人電子情報技術産業協会
会長 柵山 正樹

2018年7月17日、日 EU EPA が署名されました。

ここに至るまでの日 EU 両政府の多大なるご尽力に心からの敬意を表するとともに、早期の発効を期待します。

併せて、我々は、日本と EU の間で進められてまいりました、相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築を視野に入れた対話につきましても、その最終合意を強く歓迎いたします。

この合意により実現される相互十分性認定は、日本と EU の間での円滑な個人データ移転を図るものであり、IoT 時代を迎えつつある日本と EU のデジタル経済の成長促進と相互発展に大いに寄与し、双方におけるイノベーションの促進、ならびに、企業間連携のさらなる拡大を実現して、日 EUEPA を補完し両者の関係を一層強固にするものであることを確信いたします。

IoT が膨大なデータを生み出し、社会システムや産業構造を高度化するデジタルトランスフォーメーションが世界規模で進展する中、データ利活用の重要性はますます高まっています。

しかしながら、近年、プライバシーやデータ保護を理由として、国境を越えたデータ移転を制限し、自国産業の保護や育成を図る動きが広がりを見せています。

国境を越えた自由なデータ移転の例外は、WTO で許容される基本原則からの例外に従い、正当な公共政策の目的を達成するために必要な最小限の措置とすべきであり、各国は、そのプライバシーとデータ保護政策において、国境を越えたデータ移転を恣意的、差別的、及び不必要に制限することなく、国際的な相互運用性を確保し、イノベーションの後押しにつながる政策の実現に取り組むべきと考えます。

TPP11 の電子商取引章で採用された、個人データを含む情報の国境を超えた自由な移転を確保し、情報を保存するコンピュータ設備の自国内設置要求を禁止する規定は、データを利活用し、デジタル経済の発展を促進する各国の今後の政策において、重要な規範となるものです。

我々は、今般、日 EU 間で確認されたような高いレベルの個人情報保護を世界に広めることが重要であり、その実現のためには、個人データ保護と通商ルールにおける国境を越えたデータの移転と保存の自由に関する規定を両立させることが必要だと考えます。このため、可能な限り早く、日 EU EPA においても国境を越えたデータ移転と保存の自由に関する規定が採用されることを強く期待します。日 EU 両政府におかれましては、その早期実現に向けて、引き続きご尽力をお願いいたします。

我々デジタル産業界としましても、相互発展に向けた日 EU 間の連携をより一層深めてまいります。

以上